



島根県報

平成19年 3 月 2 日 (金)
号外 第 9 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の一部改正 (障害者福祉課)

告 示

島根県告示第160号

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱 (平成11年島根県告示第591号) の一部を次のように改正する。

平成19年 3 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「市町村等」を「社会福祉法人等」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(補助金の交付の対象)

第 3 条 この補助金の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成17年度からの継続事業分以外の施設整備

交付対象事業	施設の種類	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第 5 条第 1 項に基づく障害福祉サービス事業 (同条第 6 項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。) を行う施設 (以下「障害福祉サービス事業所」という。) 及び同条第12項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害福祉サービス事業所	地方税法 (昭和25年法律第226号) 第348条第 2 項第10号の 4 及び第10号の 6 の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人 (社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)、医療法人 (医療法 (昭和23年法律第205号) 第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。)、日本赤十字社、公益法人 (民法 (明治29年法律第89号) 第34条に規定する公益法人をいう。以下同	創設、改築及び老朽民間社会福祉施設整備 (以下「創設等」という。) 大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備 (以下「修繕等」という。)

		じ。)等。以下「社会福祉法人等」という。)	
	障害者支援施設	社会福祉法人等(医療法人を除く。)	創設等 修繕等
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)の施設整備	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	社会福祉法人	創設等 修繕等
障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設の施設整備	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場 身体障害者通所ホーム	社会福祉法人	修繕等
障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設及び知的障害者福祉工場の設置及び運営について(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号厚生事務次官通知)に基づく知的障害者福祉工場の施設整備	知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場	社会福祉法人	修繕等
障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設の施設整備	精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホームB型 精神障害者入所授産施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場	社会福祉法人 医療法人	修繕等
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に基づく児童福祉施設及び重症心身障害児(者)通園事業の実施について(平成8年5月10日付け児発第496号厚生省児童家庭局長通知)に基づく重症心身障害児(者)通園事業施設の施設整備	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	創設等 修繕等
厚生労働大臣が定める施設基準(平	精神障害者退院支援施設	社会福祉法人等	創設等(老朽

成18年厚生労働省告示第551号)に基づく精神障害者退院支援施設の施設整備			民間社会福祉施設整備を除く。)修繕等改修(転換)
障害者自立支援法第79条第2項に基づく福祉ホームの施設整備(既存施設を改修し福祉ホームに転換する場合に限る。)	福祉ホーム	社会福祉法人等	改修(転換)
社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて(平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づく応急仮設施設の施設整備	応急仮設施設	社会福祉法人等	応急仮設施設整備

(2) 平成17年度からの継続事業分の施設整備

交付対象事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者自立支援法による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設の施設整備及び設備整備	精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム 精神障害者入所授産施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援センター	医療法人 社会福祉法人	創設

2 前項第1号の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。)第2の3の(2)から(4)までに定める整備内容をいい、前項第2号の施設整備は、平成18年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(平成17年度からの継続事業分)交付要綱(平成18年7月24日付け厚生労働省発社援第0724003号厚生労働事務次官通知。以下「国継続分要綱」という。)第2の3に定める整備内容をいう。

第4条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前条第1項第1号の施設に係る創設等及び改修(転換)については、国要綱第2の6の(1)のイにより選定された額と国要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

3 前条第1項第1号の施設に係る前項に掲げる事業以外の事業については、国要綱第2の6の(2)のイに規定する都道府県(指定都市及び中核市)補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

第4条第4項第1号中「平成18年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金(平成17年度からの継続事業分)交付要綱(平成18年7月24日付け厚生労働省発社援第0724003号厚生労働事務次官通知)」を「国継続分要綱」に、「前条第1項第2号の表の補助率の欄に定める補助率」を「4分の3」に改める。

第7条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

第 7 条中第 8 号を第 9 号とし、同条第 7 号中「社会福祉法人、医療法人及び公益法人が」を削り、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「が社会福祉法人、医療法人及び公益法人の場合において」を削り、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 前号前段に規定する場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

様式第 1 号別紙(1) - 1 を次のように改める。

別紙(1)-1 (要綱第 3 条第 1 項第 1 号の施設について作成)

施設整備申請額内訳

施設の種類 _____ 施設の名称 _____

区 分	設置者の総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額 B (A) 円	寄附金その他の収入額 C 円	差 引 額 D (=A-C) 円	算定基準による算定額		島根県補助基 本額 F 円	島根県補助所 要額 G 円
					単 価	E 円		
本 体 工 事 費								
主 体 工 事 費								
工 事 事 務 費								
施 設 整 備 費 合 計								

(注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 2 県補助金算定方法が要綱第 4 条第 2 項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものを E 欄に記入すること。
 と。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 3 算出に当たっては、本体、その他工事別とすること。
 4 A 欄から D 欄までの施設種別毎の内訳の金額については、E 欄の内訳を島根県補助基本額とした場合には、記入は不要である。
 5 工事事務費の B 欄には、原則として A 欄の金額と主体工事費の B 欄の金額の 2.6% に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 6 A 欄から F 欄までの施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
 7 F 欄には、B 欄、D 欄又は E 欄とを比較していずれか少ない方の額を記入すること。
 8 G 欄には、F 欄の金額に県補助率を乗じて得た金額を記入すること。

様式第3号中「(第7条第3号関係)」を「(第7条第4号及び第5号関係)」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

様式第7号別紙(1)-1を次のように改める。

別紙(1)-1 (要綱第 3 条第 1 項第 1 号の施設について作成)

施設整備精算額内訳

施設の種類 _____ 施設の名称 _____

区分	設置者の総 事業費 A 円	対象経費の実 支出(予定)額 B(A)円	寄附金その 他の収入額 C 円	差 引 額 D(=A-C)円	算定基準に よる算定額 単 価		島根県補助 基本額 F 円	島根県補助 所要額 G 円	島根県補助 交付決定額 H 円	島根県補助 受入済額 I 円	差引過不足 額 J(G-I)円
					E 円	円					
本 体 工 事 費											
主 体 工 事 費											
工 事 務 費											
施 設 整 備 費 合 計											

- (注) 1 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 2 県補助金算定方法が要綱第 4 条第 2 項によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に補助率を乗じたものを E 欄に記入すること。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 3 A 欄から D 欄までの施設種別毎の内訳の金額については、E 欄の内訳を島根県補助基本額とした場合には、記入は不要である。
 4 工事事務費の B 欄には、原則として A 欄の金額と主体工事費の B 欄の金額の 2.6% に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入すること。
 5 A 欄から F 欄までの施設整備費合計の欄については、内訳の金額の有無に関係なく必ず記入すること。
 6 F 欄には、B 欄、D 欄とを比較していずれも少ない方の額を記入すること。
 7 G 欄には、F 欄の金額に県補助率を乗じて得た金額を記入すること。

附 則

- 1 この告示は、平成19年3月2日から施行し、この告示による改正後の島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）は、平成18年度の事業から適用する。
- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の行為は、改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。